

平成 27 年 4 月 27 日

A 様

神戸市監査委員	谷 口 時 寛
同	荻 阪 伸 秀
同	梅 田 幸 広
同	川 原 田 弘 子

自転車・原付保管所警備業務等に関する住民監査請求について（通知）

平成 27 年 4 月 7 日付をもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 27 年 4 月 7 日付をもって受け付けた請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨

(1) 財務会計行為

平成 26 年 5 月 21 日起案決裁

- |                        |                         |             |
|------------------------|-------------------------|-------------|
| ・自転車・原付保管所機械警備業務       | 平成 25 年 4 月             | 80,850 円    |
| ・自転車・原付保管所巡回警備業務       | 平成 25 年 5 月～平成 26 年 5 月 | 506,579 円   |
| ・自転車及び原付搬送用コンペアー保守点検業務 | 平成 25 年 7 月、11 月        | 1,260,000 円 |

平成 25 年 6 月 28 日起案決裁

- |                 |                                  |             |
|-----------------|----------------------------------|-------------|
| ・自転車原付保管所機械警備業務 | 平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 4 月 30 日 | 2,690,415 円 |
|-----------------|----------------------------------|-------------|

(2) 違法性・損害の発生

上記各契約並びに支出命令及び公金支出は、正規の契約手続きも決裁も得ないまま、担当職員が公文書を偽造してなされたものであるから違法である。

その結果、神戸市には上記支払金額と同額の損害が生じた。少なくとも、正規の一般競争入札手続きを経て、正規の決裁を経て契約されたならば、より安く契約できたと考えられるから、その差額分相当の損害を神戸市は被った。そもそも担当職員が勝手に公文書を偽造して、しかも契約審査会も開催したように装って会計処理をしても、それから新聞に報道されるまで1年半もの間、そのことに誰も気づかなかったという会計処理システム自体に神戸市の損害がある。

なお、請求者がこれらの事実を知ったのは、平成27年2月6日付神戸新聞記事を見て初めて知ったものであり、それから2か月以内に情報公開請求を経て、本監査請求に及んだものであるから、財務会計行為(2)について行為が行われてから1年以内に監査請求できなかったことには正当な理由がある。

## 2 求める措置

- (1) 監査委員は、どうしてこのような杜撰な会計処理がなされたのか、またそのことに長期間誰も気づかず是正できなかったのかということの原因を究明すること。
- (2) 担当職員はもちろんのこと、その財務会計行為につき専決権限を与えられている決裁者、さらには本件の違法な財務会計行為を見過ごした市長に対する損害賠償措置がとられるべきである。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等（以下「当該行為等」という。）の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的に照らしこれらを一体とみてその違法性又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示しなければならない（平成2年6月5日最高裁判決）とされているところ、本件請求は、対象の財務会計行為とその違法性を特定している。

当局の担当職員は、担当していた自転車・原付保管所の管理運営に係る契約及び支出事務について、公文書の偽造や不適切な事務処理などを行っていた。また、管理監督職員も部下職員の未処理の事務が発覚した際に、他に未処理の事務がないかの確認や再発防止策の検討を怠り、不適切な事務処理を行った。こうした点を踏まえ、担当職員だけでなく管

理監督職員も懲戒処分が行われたところである。

当局は再発防止策を策定・実施するとともに内部統制全般のさらなる強化を図らなければならない。

一方、住民監査請求はその制度の目的から、たとえ違法・不当な行為又は怠る事実があるとしても市に損害をもたらさない行為等は住民監査請求の対象にならない（昭和 48 年 11 月 27 日最高裁判決）とされている。

この点請求人は、支払金額と同額の損害が生じた、少なくとも、正規の一般競争入札手続きを経て、正規の決裁を経て契約されたならば、より安く契約できたと考えられるから、その差額分相当の損害を神戸市は被った、そもそも担当職員が勝手に公文書を偽造して、しかも契約審査会も開催したように装って会計処理をしても、それから新聞に報道されるまで 1 年半もの間、そのことに誰も気づかなかったという会計処理システム自体に神戸市の損害があると主張している。

支払金額と同額の損害が生じたという点について、契約手続に違反する行為があったからといって直ちに民事上の効力は影響を受けず、対象の契約の相手方は業務を履行し神戸市はその成果を享受していることから、この契約に基づく支払金額と同額の損害は認定できない。

次に、正規の決裁を経た正規の一般競争入札手続きであれば差額分の損害が生じたという点について、対象の契約は、同額で更新或いは公開された起案決裁文書に記載のように従前より安価で契約されており、損害は認定できない。

また、会計処理システム自体が損害であるという点について、当局の担当職員及び管理監督職員は会計処理システムが求める手順を尽くさなかったことにより懲戒処分を受けるに至ったものであり、会計処理システム自体に問題はなく、損害は認定できない。

よって、本件請求は地方自治法第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。